

## ケアプラン点検支援事業について【福島県国保連】

### ● 概要

○ケアプラン点検は、国の『『介護給付適正化計画』に関する指針』において、介護給付適正化主要3事業の一つとして、全ての保険者において実施すること（実施率100%）を目指し、取り組みの重点化を図ると示されている。

○介護保険インセンティブ交付金において、ケアプラン点検の実施及び実施割合が評価指標となっている。

○しかし、福島県市町村においてはケアプラン点検の実施に当たってマンパワー不足や専門職の確保が困難であること等の理由から、十分に取り組めていない市町村が多い現状がある。

○本会の実施する事業は、県内市町村の状況を踏まえ令和7年度より受託しており、点検の対象とするケアプランの選定及び取り寄せ、書面点検、実地面談の一連の業務を包括的に実施する。

### ● 実施状況

#### ○体制

事務職員 2名 介護支援専門員 2名

※書面点検のみ福島県介護支援専門員協会へ再委託

#### ○受託状況（令和7年度）

①受託市町村数 28 市町村

②点検件数 書面点検 400 件（予定） ※1 市町村あたり 3～40 件  
実地面談 50 事業所（予定）

#### ○事業スケジュール

	N-1月	N月	N+1月	N+2月	N+3月	N+4月	N+5月	N+6月
1 契約締結	■							
2 実施計画書の作成		■						
3 点検対象ケアプランの選定		■	■					
4 居宅介護支援事業所への通知発出			■					
5 点検対象ケアプランの取り寄せ			■	■				
6 書面点検				■	■			
7 書面点検結果報告					■	■		
8 実地面談の選定						■		
9 書面点検結果通知						■		
10 実地面談日程調整							■	
11 実地面談							■	
12 事業完了報告								■

### ● 効果

○本年度より開始の事業で事業実施途中であることから、効果検証はできていないが、事業実施後の市町村及び事業所からの反応はおおむね良好であった。今年度委託した市町村へは事業終了後にアンケート調査を実施しており、調査結果を踏まえて次年度以降の事業がさらに効果的なものとなるよう検討していきたい。

資料	令和7年10月30日(木)
	令和7年度介護給付適正化に係る 北海道・東北ブロック研修会

## ケアプラン点検支援事業について

福島県国民健康保険団体連合会

介護福祉課

(このページは空白です)

## 1 概要

### ケアプラン点検に関する市町村の様々な課題

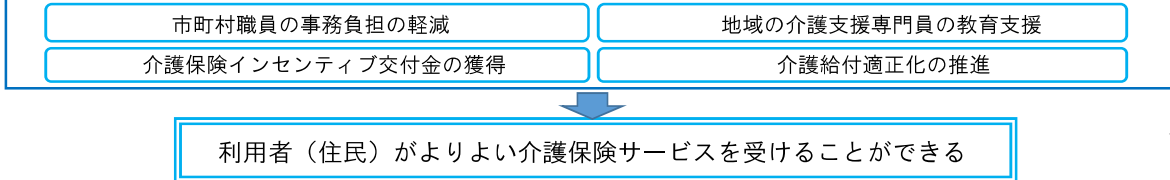


### 本会の「ケアプラン点検支援事業」は

福島県国保連合会は市町村の課題解決にむけて支援する

- 点検対象ケアプランの選定及び取り寄せ、書面点検、実地面談の一連の業務を包括的に受託することで、市町村職員の業務負担を軽減できる。
- 経験を有する介護支援専門員が書面点検・実地面談を行うことで、専門的知見による適切な指導・支援ができる。
- 厚生労働省開発の点検ツールを活用した書面点検により、国の視点に則った確実な点検を行える。
- 市町村のケアプラン点検の実施件数が増えることにより、介護保険インセンティブ交付金を獲得できる。

### 効果的なケアプラン点検の実施



## 2 事業について

### (1) 目的

本会が実施するケアプラン点検支援事業は、人員不足、業務多忙等によりケアプラン点検の取組が困難な市町村を支援することにより、市町村の介護給付適正化の取組に寄与することを目的とする。

### (2) 事業概要

ケアプラン点検支援事業では、点検の対象とするケアプランの選定及び取り寄せ、書面点検、実地面談の一連の業務を包括的に実施する。

### (3) 事務局体制

事務職員 2名  
介護支援専門員 2名

### (4) 受託状況

①受託市町村数 28 市町村  
②点検件数 書面点検 400 件（予定） ※1 市町村あたり 3～40 件  
実地面談 50 事業所（予定）

令和7年度事業 10月時点の実績	
書面点検件数	実地面談件数
4クール中3クール実施	4クール中1クール実施
1クール 67件	1クール 10事業所
2クール 95件	
3クール 98件	

(5) 事業期間

事業期間は6ヵ月。多くの市町村を受託する都合上、下表のとおり4クールで業務を実施する。  
 なお、各市町村の業務をどのクールで実施するかについては、委託市町村数や規模に応じて本会が設定する。

令和7年度	4月			5月			6月			7月			8月			9月			10月			11月			12月			1月			2月			3月		
	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下
1クール			◇	○				☆	☆	☆	◎		△	△																						
2クール										◇	○		☆	☆	☆	◎			△	△																
3クール																◇	○			☆	☆	☆	◎			△	△									
4クール																		◇	○			☆	☆	◎			△	△								

- ◇: 市町村との実施計画書作成に係る協議(WEB等)
- : 市町村との書面点検対象選定に係る協議(WEB等)
- ☆: 書面点検
- ◎: 市町村との実地面談対象選定に係る協議(対面等)
- △: 実地面談
- : 業務終了

(6) 事業スケジュール

下記表に記載の1~12の工程で実施する。

	N-1月	N月	N+1月	N+2月	N+3月	N+4月	N+5月
1 契約締結	■						
2 実施計画書の作成		■					
3 点検対象ケアプランの選定		■					
4 居宅介護支援事業所への通知発出			■				
5 点検対象ケアプランの取り寄せ			■	■			
6 書面点検			■	■	■		
7 書面点検結果報告				■	■		
8 実地面談の選定					■		
9 書面点検結果通知						■	
10 実地面談日程調整						■	
11 実地面談							■
12 事業完了報告							■

(7) 事業内容

①契約締結

②実施計画書の作成

・委託市町村と協議し、事業内容及びスケジュールについて調整・確認したうえで本会が作成、市町村に送付する。

### ③点検対象ケアプランの選定

- ・ 1市町村あたりの書面点検対象ケアプラン数の上限は40件とする。
  - ・ ケアプラン点検の対象は、県内の居宅介護支援事業所で作成されたケアプランに限定する。なお、予防プランは含まない。
  - ・ 書面点検の対象は、本会が以下ア～エの4つの対象帳票から対象ケアプランの絞り込みを行い、優先順位\*を設定して、委託市町村に書面点検案として提示する。
    - ア) 支給限度額一定割合超一覧表  
区分支給限度額に対する計画単位数の割合が全国平均を超えている事業所を抽出する一覧
    - イ) 認定調査状況とサービス利用不一致一覧表  
認定調査結果に対し、不適切なサービスが提供された可能性のあるケースを抽出する一覧
    - ウ) 生活援助中心訪問介護サービス利用者一覧表  
家事援助中心のサービスにより、自立支援を阻害するケアプランとなっている可能性がある利用者の一覧
    - エ) 一種類サービスによるサービス計画一覧表  
利用者の自立支援のためにアセスメントができておらず定型的なケアプランとなっている可能性がある利用者の一覧
  - オ) 介護付き有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の居住者
  - カ) 自市町村以外の居宅介護支援事業所
- ※優先順位：上記ア)、イ)、ウ)、エ)重複を最優先順位とし、次いでア)、イ)、ウ)又はエ)の重複、次いでウ)、エ)の重複と設定。オ)、カ)は市町村からの情報提供により対象ケアプランに追加。
- ・ 書面点検案をもとに、市町村の意向を踏まえ、協議のうえ書面点検の対象ケアプランを決定する。

※令和8年度より追加

参考) 老介発0912第1号 介護給付適正化計画に関する指針 「効果が高いと見込まれる帳票」

・ 認定調査状況と利用サービス不一致一覧表 ・ 支給限度額一定割合超一覧表 (推奨数値70%)

5

#### ※『令和8年度より追加』の背景

- オ) 介護付き有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の居住者  
複数の市町村から御要望をいただいていたため。国の指針に、介護付き有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の居住者に焦点を当てたケアプラン点検の実施が盛り込まれている。また、介護保険インセンティブ交付金の評価指標にもなっている。
- カ) 自市町村以外の居宅介護支援事業所  
被災市町村より御要望をいただいていたため。震災により住民の多くが県内他市町村に避難している場合、その居住地の居宅介護支援事業所でケアプランを作成している。

### ④居宅介護支援事業所への通知発出（市町村対応）

- ・ 書面点検の対象となる居宅介護支援事業所に対し、市町村より、ケアプラン点検を本会に委託し実施することを通知する。

### ⑤点検対象ケアプランの取り寄せ

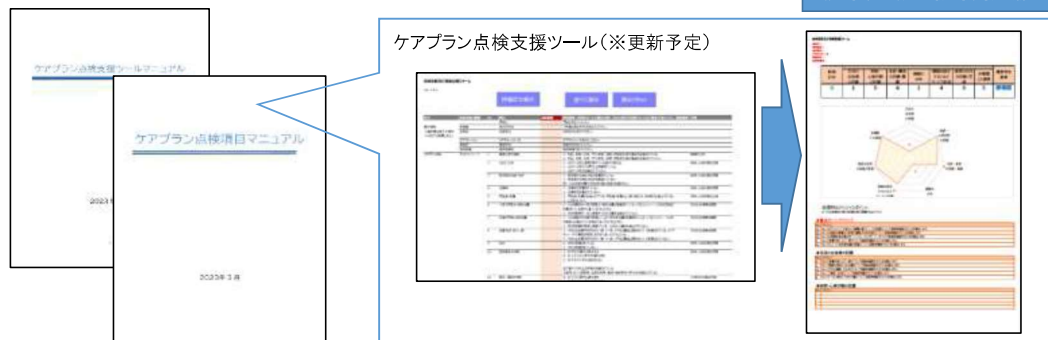
- ・ 居宅介護支援事業所に対し、ケアプラン提出依頼文書を本会より発出、対象となったケアプランを取り寄せる。

6

⑥書面点検

- ・書面点検は、厚生労働省が開発した「ケアプラン点検支援ツール」により評価する。
- ・書面点検は、主任介護支援専門員または同等の経験を有するものが実施する。

福島県介護支援専門員協会へ委託



⑦書面点検結果報告

- ・書面点検終了後、その結果を委託市町村に報告する。

⑧実地面談の選定

- ・1市町村あたりの実地面談対象となる居宅支援事業所数の上限は4事業所とする。
- ・書面点検の結果から、より支援が必要と認められた居宅介護支援事業所を本会が選定、委託市町村に実地面談対象居宅介護支援事業所（案）として提示する。
- ・実地面談対象居宅介護支援事業所（案）をもとに、市町村の意向を踏まえ、協議のうえ、実地面談を行う居宅介護支援事業所を決定する。

7

⑨書面点検結果通知

- ・書面点検結果を居宅介護支援事業所に送付する。

⑩実地面談日程調整

- ・委託市町村と日程調整を行い、対象となる居宅介護支援事業所に対し通知する。

⑪実地面談

- ・本会専門職（介護支援専門員）が、居宅介護支援事業所（管理者及び担当介護支援専門員）に対し、面談による支援を実施する。
- ・実地面談の会場は、委託市町村の意向により居宅支援事業所又は市町村役場内のいずれかとする。
- ・実地面談には、原則として委託市町村担当職員に同席いただく。
- ・実施面談の状況は、実地面談報告書を作成し、委託市町村に提出する。

⑫事業完了報告

- ・事業完了報告書を委託市町村に提出する。

8

### 3 事業実施状況

#### (1) 市町村・事業所からの事業実施前後の声

##### ○市町村の声

- |     |  |
|-----|--|
| 実施前 | <ul style="list-style-type: none"><li>・日々の業務で忙しくケアプラン点検まで手が回らない</li><li>・今年度から担当になったため、事務職だけでどのように実施したらいいかわからない</li><li>・対象ケアプランをどのように選んでいいかわからない</li><li>・日頃よりお世話になっている事業所であり、あまり多くを言えない</li><li>・ケアプラン点検は実施していたが点検結果を事業所へ返すことまではできていなかった</li></ul> |
|-----|--|

- |     |   |
|-----|---|
| 実施後 | <ul style="list-style-type: none"><li>・業務が忙しくここまで手厚くはできないのでありがたい</li><li>・専門職がケアプランの選定や内容の確認を行っているため、効果的な点検になった</li><li>・事業所へ改善内容等の結果を返せてよかった</li><li>・次年度以降も継続して続けたい</li></ul> |
|-----|---|

##### ○事業所（実地面談）の声

- |     |  |
|-----|--|
| 実施前 | <ul style="list-style-type: none"><li>・どんな事をするのか</li><li>・指導とは違うのか</li><li>・減算などのペナルティーはあるのか</li></ul> |
|-----|--|

- |     |   |
|-----|---|
| 実施後 | <ul style="list-style-type: none"><li>・実地面談という機会が、日頃の悩みを専門職同士で情報交換することができてよかった</li><li>・ケアプランの書き方などについて具体的に助言を受けたので勉強になった</li><li>・業務に追われて振り返る機会がなかったが、できるところから改善していきたい</li></ul> |
|-----|---|

9

#### (2) その他

「認定調査状況と利用サービス不一致一覧表」より抽出した対象ケアプランに点検を実施した結果、ケアプランに加算の根拠となる記録がなく、また、実地面談で介護支援専門員と確認し加算の該当にはならないことがわかったため、市町村と事業所で調整のうえ過誤となった事例があった。

### 4 今後の取り組み

- ・次年度事業に向けて、県内市町村へ9月に意向調査を実施、令和7年度委託したすべての市町村が継続で委託を予定している。
- ・今年度事業を委託した県内市町村へは、事業内容について完了報告時にアンケート調査を実施予定。調査結果を踏まえて次年度以降の事業がさらに効果的なものとなるよう検討していきたい。

10